

国立大学法人東京農工大学地域手当の支給割合に関する細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学地域手当の支給割合に関する細則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学地域手当の支給割合に関する細則 平成18年3月27日 18細則第17号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(平成22年3月31日までの間における職員給与規程第26条の規定による支給割合)</p> <p>第4条 <u>平成22年3月31日までの間における職員給与規程第26条の規定による支給割合は、同条第1号から第3号までに掲げる地域にあつては100分の11、第4号に掲げる地域にあつては100分の4とする。</u></p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(平成22年3月31日までの間における職員給与規程第26条の規定による支給割合)</p> <p>第4条 <u>平成22年3月31日までの間における職員給与規程第26条の規定による支給割合は、第4号に掲げる地域にあつては100分の7とする。</u></p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p><u>附 則(20細則第2号)</u> <u>この細則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	